

○与論町景観条例

令和 6 年 12 月 日

条例第 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)

第 2 章 景観形成の推進

第 1 節 景観計画(第 6 条—第 9 条)

第 2 節 行為の届出の事前協議等に関する事項(第 10 条—第 16 条)

第 3 節 景観形成重点地区(第 17 条—第 20 条)

第 4 節 助言, 指導等(第 21 条—第 24 条)

第 3 章 景観重要建造物及び景観重要樹木(第 25 条—第 29 条)

第 4 章 市民による景観づくり(第 30 条—第 32 条)

第 5 章 審議会(第 33 条・第 34 条)

第 6 章 雑則(第 35 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行その他景観の形成に関し必要な事項を定め、本町特有の自然、文化、歴史等により育まれてきた良好な景観を未来へと継承し、町民、事業者、各種団体、行政等の協働による与論島のさらなる魅力あふれる景観の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 景観形成 町、町民、事業者、各種団体等が協働して良好な景観を守り、育み、直し、魅せて、繋ぐことをいう。
- (2) 町民 町内に居住し、通勤し若しくは通学する者又は町内の土地、建築物若しくは工作物に関する権利を有する者をいう。
- (3) 事業者及び各種団体 町内において、営利、非営利等の別にかかわらず事業及び活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、景観形成を推進するための施策を講じ、それを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 町は、[前項](#)の施策の策定及び実施に当たっては、町民等の意見を反映させるよう努めなければならない。

- 3 町は、景観形成についての知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(町民の責務)

- 第4条 町民は、自らが景観形成の役割を担うものであることを認識し、自主的かつ積極的に景観形成に努めるとともに、町が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、土地の利用等の事業活動が景観形成に影響を与えるものであることを認識し、事業活動の実施に当たっては、景観形成に努めるとともに、町が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観形成の推進

第1節 景観計画

(景観計画の策定)

- 第6条 町長は、法第8条第1項の規定に基づき、良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 町長は、景観計画の策定をしようとするときは、法第9条の手続によるほか、あらかじめ[第33条](#)に規定する与論町景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 [前項](#)の規定は、景観計画を変更及び廃止する場合に準用する。ただし、法第8条第2項に規定する事項以外のものに係る変更については、法第9条第2項の手続を省略することができる。

(景観計画の提案)

- 第7条 町に景観計画の提案を行うことができる者は、法第11条第1項及び第2項に規定する者のほか、法第11条第2項の規定により条例で定める団体として、[第30条](#)に規定する景観まちづくり団体とする。
- 2 景観法施行令(平成16年政令第398号)第7条ただし書に規定する条例で定める区域の規模は0.1ヘクタール以上とする。

(景観計画区域の指定)

- 第8条 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域は、景観計画において定めるものとする。

(景観計画への適合)

- 第9条 景観計画区域内において法第16条第1項又は第2項に掲げる行為をしようとする者は、当該行為を景観計画に適合させるよう努めなければならない。

第2節 行為の届出の事前協議等に関する事項

(近隣者の理解)

第10条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届け出が必要な行為を行おうとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ近隣関係者に行為の内容を説明し、理解を得るものとする。ただし、正当な理由なく、理解が得られない場合は、この限りでない。

(事前相談・協議)

第11条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届け出が必要な行為を行おうとする者は、当該届出の前に町長に対して相談・協議を行わなければならない。

2 町長は、助言、指導を行おうとするときは、必要に応じて、第31条に基づく審議会の意見を聴くことができる。

(届出対象行為)

第12条 法第16条第1項各号に規定する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項の規定により、届出を必要とする行為は、第13条に定める別表第1から第4に掲げる行為以外の行為とする。

3 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土石類の採取に関する行為で、その採取面積が500平方メートル以上又はその高さが3メートルを超える法面を生じるもの
- (2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に関する行為で、その物件の堆積に係る土地の面積が500平方メートル以上又はその高さが3メートルを超えるもの
- (3) 木竹の伐採に関する行為で、その伐採面積が500平方メートル以上のもの又は伐採しようとする対象面積が1,000平方メートル以上のもので択伐率が100分の50以上となるもの
- (4) 太陽光発電設備の設置に関する行為は、次に掲げるものとする。

ア 建築物の屋根又は屋上に設置する場合 建築面積20平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更に伴い設置するものであって、太陽光発電設備の設置面積の合計が20平方メートルを超えるもの

イ 土地に自立して設置する場合 太陽光発電設備等の高さが2.0メートル以上若しくは設置面積の合計が20平方メートルを超えるもの

4 法第16条第1項及び第2項に規定する届出に関する必要な事項は、規則で定める。

(届出を要しない行為)

第13条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち、[別表第1](#)、[別表第2](#)に掲げるもの
- (2) 法第16条第1項第2号に規定する行為のうち、[別表第1](#)、[別表第2](#)に掲げるもの

- (3) 法第 16 条第 1 項第 4 号に規定する行為のうち、[別表第 3, 別表第 4](#)に掲げるもの
- 2 [別表第 1, 別表第 2 及び別表第 3 別表第 4](#)に定めのある地域区分については、景観計画において定めるものとする。
- 3 [別表第 1 から第 4](#)に定めのある工作物の類型については、規則において定めるものとする。
- 4 [第 1 項各号](#)に定めのないものは、あらかじめ[第 11 条](#)の事前協議を要するものとする。

(特定届出対象行為)

第 14 条 法第 17 条第 1 項で定める特定届出対象行為は、法第 16 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の届出を要する行為のうち[前条第 1 項](#)に掲げるものを除く行為とする。

(行為の着手の制限)

第 15 条 第 12 条の規定による届出をした者は、法第 18 条第 1 項の規定により、同条に規定する期間を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

2 法第 18 条第 2 項の規定による行為の着手の制限期間の短縮は、規則の定めるところにより通知するものとする。

(行為の完了の届出)

第 16 条 届出者は、第 12 条の規定による届出に係る行為が完了したときは、規則の定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第 3 節 特別景観区域

(特別景観区域の指定)

第 17 条 町長は、[第 7 条第 1 項](#)に規定する者から景観計画の策定若しくは変更の提案のあった区域又は積極的に景観形成を図る必要があると認める区域を、特別景観区域(以下「特別区域」という。)として指定し、重点区域として景観計画に定めることができる。

2 町長は、特別区域を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 町長は、特別区域を指定したときは、これを告示しなければならない。

4 [前 3 項](#)の規定は、特別区域の指定の変更又は解除について準用する。

(特別区域の景観形成方針)

第 18 条 町長は、特別区域を指定したときは、当該重点区域における景観形成のための方針(以下「景観形成方針」という。)を定めるものとする。

(特別区域における行為の制限)

第 19 条 町長は、景観計画に基づき、特別区域内において必要と認められるものについて、景観特性に応じた届出対象範囲、景観形成基準の方針及び景観形成基準(以下「特別区域における行為の制限」という。)を定めることができる。

2 町長は、景観形成方針及び重点区域における行為の制限を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 町長は、景観形成方針及び重特別区域における行為の制限を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 [前3項](#)の規定は、景観形成方針及び特別区域における行為の制限の変更又は廃止について準用する。

(特別区域の届出対象行為)

第20条 特別区域において届出の対象となる行為は、法第16条第1項各号に規定する行為のうち、同条第7項各号に規定するもの及び同項第11号の規定により特別区域として景観計画で別に定めるものを除く全ての行為及び同条第2項に規定する行為とする。

2 [前項](#)の行為をしようとする者は、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。

3 [前項](#)に規定する届出に関する必要な事項は、規則で定める。

4 [第1項](#)の行為をしようとする者は、当該行為を特別区域における行為の制限に適合させるよう努めなければならない。

5 [第2項](#)に規定する届出者は、あらかじめ町長と協議しなければならない。

第4節 助言、指導等

(助言又は指導)

第21条 町長は、[第12条第1項](#)及び[第20条第2項](#)に規定する届出があった場合において、景観形成を図る上で必要があると認めるときは、届出者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

2 町長は、[前項](#)の助言又は指導を行う場合において必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

(勧告又は命令)

第22条 町長は、[第11条第1項](#)及び[第18条第2項](#)に規定する届出をしなかった者又は[前条](#)に規定する助言又は指導に従わない届出者に対して、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令を行うことができる。

2 町長は、[前項](#)の規定による勧告又は命令を行う場合は、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

3 [第1項](#)に規定する勧告又は命令に関する必要な事項は、規則で定める。

(公表)

第23条 町長は、[前条](#)に規定する命令を受けた者が正当な理由なくこれに従わない場合は、当該命令を受けた者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)、氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及びその内容を公表することができる。

2 町長は、[前項](#)の規定による公表をしようとする場合は、当該命令を受けた者に対して、あらかじめその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

3 町長は、[第1項](#)の規定による公表を行う場合は、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

(要請)

第 24 条 町長は、景観計画区域内の建築物、工作物、農地、空き地等が、景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、占有者又は管理者に対し、良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を図るよう要請することができる。

第 3 章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物等の指定等)

第 25 条 町長は、法第 19 条第 1 項に規定する景観重要建造物及び法第 28 条第 1 項に規定する景観重要樹木(以下「景観重要建造物等」という。)として指定することができる。

- 2 町長は、景観重要建造物等の指定をしようとするときは、あらかじめ所有者の同意を得るとともに、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 町長は、景観重要建造物等を指定したときは、所有者に通知し、その旨を告示するとともに、規則で定めるところにより、標識を設置するものとする。
- 4 [前 3 項](#)の規定は、法第 27 条及び法第 35 条の規定による景観重要建造物等の指定の解除に準用するとともに、指定が解除されたときは、標識をすみやかに撤去するものとする。

(現状変更の許可)

第 26 条 町長は、法第 22 条第 1 項又は法第 31 条第 1 項の規定により景観重要建造物等の現状変更の許可をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

(原状回復命令)

第 27 条 町長は、法第 23 条第 1 項又は法第 32 条第 1 項の規定により景観重要建造物等の原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理基準)

第 28 条 法第 25 条第 2 項に規定する景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) [前 3 号](#)に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な保全のために町長が必要と認める措置を講ずること。

(景観重要樹木の管理基準)

第 29 条 法第 33 条第 2 項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 景観重要樹木の状況を定期的に点検すること。
- (4) [前 3 号](#)に掲げるもののほか、景観重要樹木の良い保全のために町長が必要と認める措置を講ずること。

第 4 章 町民による景観づくり

(景観まちづくり団体の認定)

第 30 条 法第 11 条第 2 項の条例で定める団体は、景観形成のための活動を目的として組織された団体(以下「景観まちづくり団体」という。)とし、規則で定めるところにより、町長に景観まちづくり団体としての認定の申請を行うことができる。

- 2 町長は、[前項](#)の申請に係る団体が規則で定める要件に該当すると認めるときは、景観まちづくり団体として認定するものとする。
- 3 町長は、認定した景観まちづくり団体が規則で定める要件に該当しなくなつたと認めるとき、又は景観まちづくり団体として適当でなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(景観アドバイザー)

第 31 条 町長は、町民との協働により景観形成を推進するため、景観形成に関する町民活動等への支援として、建築物等のデザイン及び色彩等について技術的な指導、助言等を行う専門家である景観アドバイザーを設置することができる。

- 2 景観アドバイザーは、景観形成に関して専門的な知識及び経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 景観アドバイザーの任期は 2 年とし、再任することができる。
- 4 その他景観アドバイザーの設置について必要な事項は、町長が別に定める。

(表彰)

第 32 条 町長は、景観形成に貢献したと認められる活動を行った個人又は団体を表彰することができる。

- 2 町長は、[前項](#)に定めるもののほか、景観形成に寄与している建築物、工作物等のうち特に優れているものについて、その所有者を表彰することができる。

第 5 章 審議会

(与論町景観審議会の設置)

第 33 条 本町の景観形成に関する事項について調査審議を行うため、与論町景観審議会を設置する。

2 [前項](#)に規定する審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、又は審議する。

- (1) 景観計画の策定、変更及び廃止に関すること。
- (2) 特別景観区域の指定、変更及び解除に関すること。
- (3) 法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令に関すること。
- (4) [第23条第1項](#)の規定による公表に関すること。
- (5) 景観重要建造物等の指定及び解除並びに現状変更の許可、原状回復命令等に関すること。
- (6) その他景観形成に必要な事項

3 [第1項](#)に規定する審議会は、[前項各号](#)に掲げる事項に関し町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第34条 審議会の組織は、与論町審議会条例(令和6年与論町条例第 号)の規定を準用する。

2 [前項](#)に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第35条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第13条関係) 一般景観区域(a)「建築物高さ13m制限区域」

届出を要しない行為		対象規模
①建築物の建築等※1		高さが 5m 未満 の建築物, 又は延床面積 20m² 未満 の建築物
②工作物の建設等※1	塔状工作物類・遊戯施設類	高さが 5m 未満 のもの
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫等	高さが 5m 未満 のもの, 又は築造面積 20m² 未満 のもの
	垣・柵・塀類	高さが 1.5m 未満 のもの
	農業用施設等	高さが 5m 未満 , かつ1棟あたりの設置面積 100m² 未満 のハウス構造のもの
	橋梁・歩道橋・高架道路類	延長 10m 未満 のもの
	太陽光発電・パネル等	太陽光発電設備等の高さが 2m 未満 、面積が 50m² 未満 のもの
③開発行為		面積が 500m² 未満 の開発行為その他政令で定める行為
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		面積が 500m² 未満 のもの
⑤木竹の伐採		伐採面積が 500m² 未満 のもの
⑥屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 500m² 未満 , 又

	は堆積の高さ 3m 未満のもの
⑦公有水面の埋立て	規模に関わらず全ての埋立て
⑧特定照明	届出対象規模以下の建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、30 日以上継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等、光害を考慮した照明方法の変更

別表第 2 (第 13 条関係) 一般景観区域 (b) 「建築物高さ 7 m 制限区域」

届出を要しない行為		対象規模
①建築物の建築等※1		高さが 5m 未満の建築物, 又は延床面積 20m ² 未満の建築物
②工作物の建設等※1	塔状工作物類・遊戯施設類	高さが 5m 未満のもの
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫等	高さが 5m 未満のもの, 又は築造面積 20m ² 未満のもの
	垣・柵・塀類	高さが 1.5m 未満のもの
	農業用施設等	高さが 5m 未満, かつ 1 棟あたりの設置面積 50m ² 未満のハウス構造のもの
	橋梁・歩道橋・高架道路類	延長 10m 未満のもの
	太陽光発電・パネル等	太陽光発電設備等の高さが 2m 未満、面積が 20m ² 未満のもの
③開発行為		面積が 500m ² 未満の開発行為その他政令で定める行為
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		面積が 500m ² 未満のもの
⑤木竹の伐採		伐採面積が 500m ² 未満のもの
⑥屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 500m ² 未満、又は堆積の高さ 3m 未満のもの
⑦公有水面の埋立て		規模に関わらず全ての埋立て
⑧特定照明		届出対象規模以下の建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、30 日以上継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等、光害を考慮した照明方法の変更

別表第 3 (第 13 条関係) 茶花市街地特別景観区域「建築物高さ 20m 制限区域」

届出を要しない行為		対象規模
①建築物の建築等※1		高さが 10m 未満の建築物, 又は延床面積 300m ² 未満の建築物
②工作物の建設等※1	塔状工作物類・遊戯施設類	高さが 10m 未満のもの
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫等	高さが 10m 未満のもの、又は築造面積 300m ² 未満のもの
	垣・柵・塀類	高さが 2m 未満のもの
	農業用施設等	高さが 5m 未満、かつ 1 棟あたりの設置面積 50m ² 未満のハウス構造のもの
	橋梁・歩道橋・高架道路類	延長 20m 未満のもの
	太陽光発電・パネル等	太陽光発電設備等の高さが 2m 未満、面積が 20m ² 未満のもの
③開発行為		面積が 500m ² 未満開発行為その他政令で定める行為

④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	面積が 500m ² 未満のもの
⑤木竹の伐採	伐採面積が 500m ² 未満のもの
⑥屋外における物件の堆積	堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 500m ² 未満、又は堆積の高さ 3m 未満のもの
⑦公有水面の埋立て	規模に関わらず全ての埋立て
⑧特定照明	届出対象規模以下の建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、30 日以上継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等、光害を考慮した照明方法の変更

別表第 4（第 13 条関係）城・朝戸集落特別景観区域「建築物高さ 7m制限区域」

届出を要しない行為		対象規模
①建築物の建築等※1		高さが 5m 未満の建築物，又は延床面積 20m ² 未満の建築物
②工作物の建設等※1	塔状工作物類・遊戯施設類	高さが 5m 未満のもの
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫等	高さが 5m 未満のもの，又は築造面積 20m ² 未満のもの
	垣・柵・塀類	高さが 1.5m 未満のもの
	農業用施設等	高さが 5m 未満，かつ 1 棟あたりの設置面積 50m ² 未満のハウス構造のもの
	橋梁・歩道橋・高架道路類	延長 10m 未満のもの
	太陽光発電・パネル等	太陽光発電設備等の高さが 2m 未満、面積が 20m ² 未満のもの
③開発行為		面積が 500m ² 未満の開発行為その他政令で定める行為
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		面積が 500m ² 未満のもの
⑤木竹の伐採		伐採面積が 500m ² 未満のもの
⑥屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 500m ² 未満、又は堆積の高さ 3m 未満のもの
⑦公有水面の埋立て		規模に関わらず全ての埋立て
⑧特定照明		届出対象規模以下の建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、30 日以上継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等、光害を考慮した照明方法の変更